

新 旧 対 照 表

改 正 後

第6 検査を行う場所は、指定港又は特定港の港域（港則法施行令（昭和40年政令第219号）の別表の第1に掲げる港の区域をいう。）内の植物防疫官が指定する場所とする。ただし、第5のただし書の規定により検査を行う場合は、港頭地域（植物防疫所長（植物防疫事務所長を含む。以下第13及び第14を除いて同じ。）が定めて公表した区域をいう。）内の植物防疫官が指定する場所とする。

第13 消毒を行う場所は、当該穀類等を検査した指定港若しくは特定港の港域内又は港頭地域内の植物防疫官が指定する場所とする。ただし、輸入者又は管理者から上記以外の場所へ輸送して消毒したい旨の輸送後消毒申請書（別記様式2）の提出があった場合において、植物防疫官は、次に掲げる各号のすべてに該当し、かつ、その取締りが可能であると認めたときは、植物防疫所長（植物防疫事務所長並びに支所長及び出張所長を含む。）の許可を得てこれを承認することができる。

- 1) 略
- 2) 略
- 3) 略
- 4) 略
- 5) 削除

別表3(第13関係) 削除

現 行

第6 検査を行う場所は、指定港又は特定港の港域（港則法施行令（昭和40年政令第219号）の別表の第1に掲げる港の区域をいう。）内の植物防疫官が指定する場所とする。ただし、第5のただし書の規定により検査を行う場合は、港頭地域（植物防疫所長（植物防疫事務所長を含む。以下第14を除いて同じ。）が定めて公表した区域をいう。）内の植物防疫官が指定する場所とする。

第13 消毒を行う場所は、当該穀類等を検査した指定港若しくは特定港の港域内又は港頭地域内の植物防疫官が指定する場所とする。ただし、輸入者又は管理者から上記以外の場所へ輸送して消毒したい旨の輸送後消毒申請書（別記様式2）の提出があった場合において、植物防疫官は、次に掲げる各号のすべて（他の指定港又は特定港に輸送する場合は第5号を除く。）に該当し、かつ、その取締りが可能であると認めたときは、植物防疫所長（指定港又は特定港へ輸送する場合は、支所長及び出張所長を含む。）の許可を得てこれを承認することができる。

- 1) 輸送は水路により行われること。
- 2) 輸送中に有害動物又は有害植物の分散を防止する措置がとられること。
- 3) 着地において消毒を行う倉庫等の施設が消毒効果を十分確保しうるものであること。
- 4) 消毒を実施する者が消毒についての技術を有し、責任をもって当該消毒を実施すると認められること。
- 5) 当該穀類等に付着している有害動物又は有害植物が国内に発生していない種類又は国内の一部にのみ発生している種類（別表3）のものでないこと。

別表3（第13関係）

学 名	和 名
Trogoderma spp.	トログデルマ属
Thoricctodes heydeni Reitter	ほそめむし
Lophocateres pusillus Klug	ほそちびこくねすと （くねすと）
Gnathoderus maxillosus Fabricius	こつこのくねすともどき
Caulophilus oryzae Gyllenhal	こくぞうもどき
Sitophilus granarius Linné	グラナリアこくぞう
Prostephanus truncatus Horn	おおこながしんくい
Corcyra cephalonica Stainton	がいまいつづりが
Hofmannophila pseudospretella Stainton	チャいろまるはきばが
Ptinus tectus Boieldieu	オーストラリアひょうぼんむし
Callosobruchus maculatus Fabricius	よつもんまめぞうむし
Callosobruchus analis Fabricius	あかいろまめぞうむし
Callosobruchus rhodesianus Pic.	ローデシアまめぞうむし
Zabrotes subfasciatus Boheman	ブラジルまめぞうむし
Acanthoscelides obtectus Say	いんげんまめぞうむし
Caryedon serratus Oliver	ももぶとじまめぞうむし